

◎災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修 正 案	改 正 案	現 行
（施策における防災上の配慮等） 第八条　〔略〕 2　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一〇十六　〔略〕 十七　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項 十八〇二十二　〔略〕 3　国及び地方公共団体は、前項第十七号に掲げる事項を実施するに当たっては、被災した障害者がそれ以外の障害者による支援を受けられることの重要性に鑑み、当該支援に係る社会的障壁（障害を理由とする差	（施策における防災上の配慮等） 第八条　〔略〕 2　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一〇十六　〔略〕 十七　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項 十八〇二十二　〔略〕 〔新設〕	（施策における防災上の配慮等） 第八条　〔略〕 2　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一〇十四　〔略〕 十五　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項 十六〇十九　〔略〕

別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去の実施について必要な合理的な配慮が行われるために必要な環境の整備に努めなければならない。

（被災者援護協力団体の登録）

第三十三条の二 「同下」

2 「同下」

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一 「同下」

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む

（被災者援護協力団体の登録）

第三十三条の二 「略」

2 「略」

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一 「略」

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む

〔新設〕

む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 〔同下〕

ロ 〔同下〕

ハ 〔同下〕

ニ 〔同下〕

〔削る〕

む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

4
ゝ
6

[同
下]

4|
ゝ
6|

[略]